

1 バリアフリー法とは

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）は、高齢者、障害者、妊産婦等の方々（以下「高齢者、障害者等」といいます。）の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として平成18年に制定された法律です。

その後、平成30年の法改正により、移動等円滑化促進方針制度が創設されるとともに、令和2年の法改正では、公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の更なる推進を図るため、バリアフリー基準適合義務の対象が拡大され、公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）が追加されました。

また、国民の理解の増進及び協力の確保を図るため、「心のバリアフリー」に係る施策等の取組も強化されています。

このように、ハード・ソフトの両面から、更なるバリアフリー化を推進し、共生社会を実現していくことが求められています。

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」

ハートビル法

（平成6年制定）

高齢者・障害者が利用する建築物等のバリアフリー化

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」

交通バリアフリー法

（平成12年制定）

公共交通機関と旅客施設を中心とした一定地区における道路等のバリアフリー化

統合・拡充

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

バリアフリー法

（平成18年制定）

公共交通機関、建築物等とこれらの間の経路の一体的なバリアフリー化

バリアフリー法改正

（平成30年）移動等円滑化促進方針制度の創設

（令和2年）心のバリアフリーなどのソフト対策の取組の強化

2 移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想の概要

(1) 移動等円滑化促進方針

移動等円滑化促進方針（以下「促進方針」といいます。）は、移動等円滑化促進地区において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもので、広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画である移動等円滑化基本構想の作成につなげていくことをねらいとしています。

また、促進方針においては、市域全体のバリアフリーに関する方針についても明確にすることが望ましいとされています。

(2) 移動等円滑化基本構想

移動等円滑化基本構想（以下「基本構想」といいます。）は、重点整備地区において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成する具体的な事業（特定事業）を位置付けた計画です。

○移動等円滑化促進地区

生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われ、生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区等

○重点整備地区

生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われ、生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区等

○生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

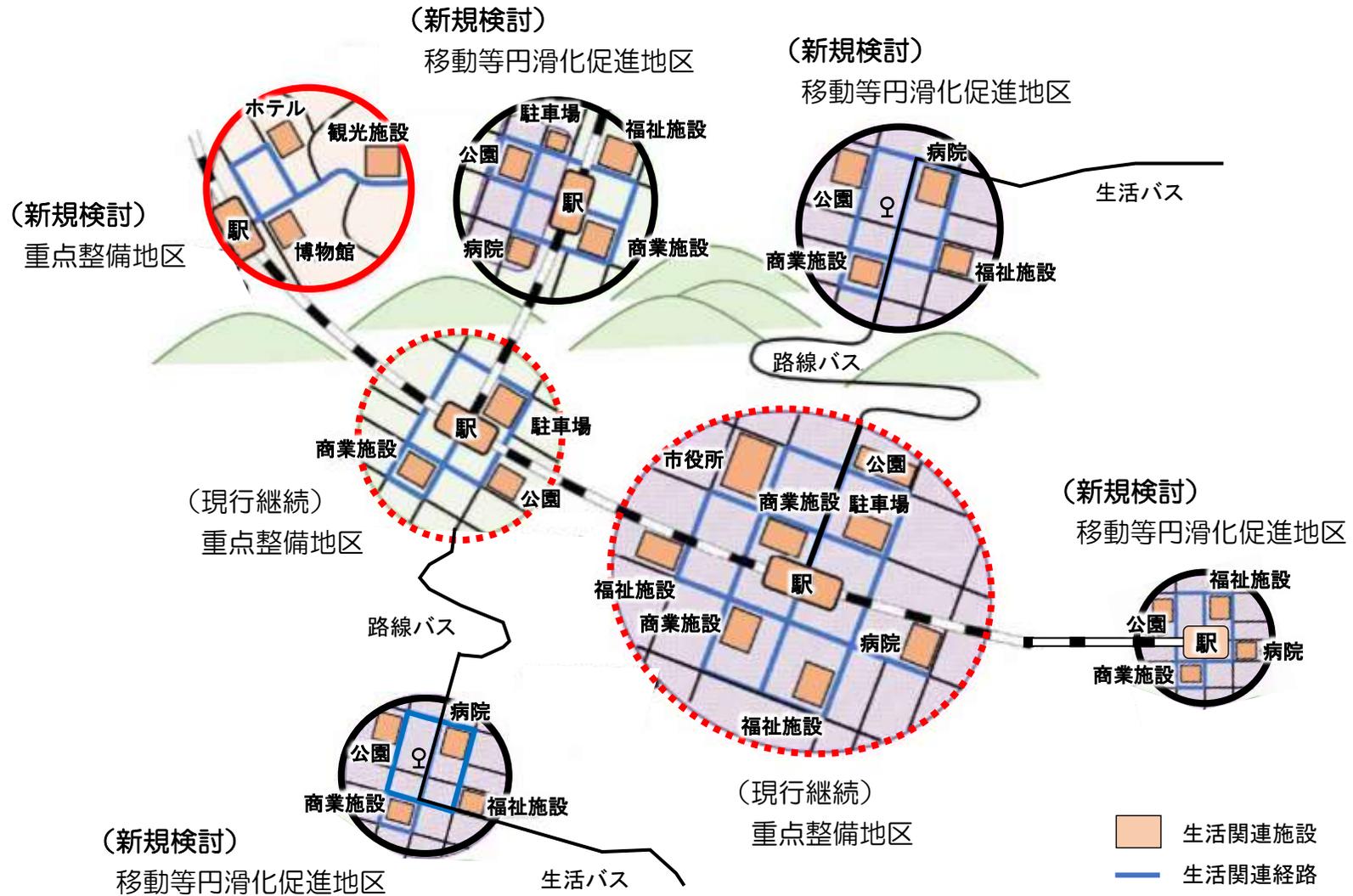
○生活関連経路

生活関連施設相互間の経路

○特定事業

公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業

<促進方針・基本構想のイメージ図>



3 促進方針及び基本構想の位置付け

促進方針及び基本構想は、市町村の都市計画マスタープランや地域公共交通計画等と調和を保つことが求められています。また、これら以外の各種計画等との連携・整合性を図ることも重要とされています。

